

龍姫湖利用協議会設立の経緯説明

今回の龍姫湖利用協議会設立にあたる経緯を説明します。

龍姫湖周辺の利活用については、平成 25 年 4 月に安芸太田町と温井ダム管理所との間で「龍姫湖湖面利用に関する暫定運用」の協定を締結しており、現在は協定の範囲内で運用可能なカヤック、SUP について、地域商社あきおおたを実施者として運用しております。

平成 31 年にはウェイクサーフィングレンドとしての潜在可能性を検証するための試走会を実施しております。

令和 3 年には広島市内の民間事業者である（株）ライフサービスが、町の行政財産である「温井ダム周辺環境施設」を活用したグランピングサイト（名称：温井ダムリゾート）を運営開始しました。また、観光庁の補助事業で温井ダムでのオンラインツアー、オンラインセミナーも実施され、龍姫湖周辺エリアの動きが活発になってきているところです。

現在、国は河川法の一部改正等により、ダムや湖を利用する際のインフラツーリズムを促進しています。温井ダムにおいては、町内外の民間事業者からダム湖周辺を利活用した、アクティビティ等の要望を多くいただいております。町としては、今後、龍姫湖周辺エリアを民間に開かれたエリアとすることで、安芸太田町の新たな観光拠点、誘客事業の展開、また、それに伴う収益的な効果創出の一環として、龍姫湖周辺の環境を活かし民間事業者の参画で地域を活性化していきたいと考えております。

民間に開かれたエリアとするためには、「都市・地域再生等利用区域の指定」の申請を行い、河川管理者の指定を受けることが必要になります。この指定を受けるためには、河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会等により地域の合意を図ったうえで、地方公共団体等が申請し、河川管理者より指定されます。指定後は、営業活動等を行う事業者等は指定された区域内でのアクティビティ等の活動、イベントやオープンカフェ等の事業実施が可能となります。

今後指定を目指していくにあたり、安全・安心に湖面周辺を利用してもらうためのルール策定、利用を希望する民間事業者の審議する場として、協議会が必要になってくることから、本日、関係者の皆さまにお集まりいただいたうえ、設立趣意に賛同いただき設立したいと考えております。

設立に先立ち、9 月下旬より温井ダム管理所様にはご配慮いただき、湖面での社会実験をスタートさせていただきました。こちらの内容については、後ほど事務局よりご説明させていただきます。